沖縄県の学校給食費無償化に向けた取組について

実施時期:令和7年度(予定)~

背景•課題

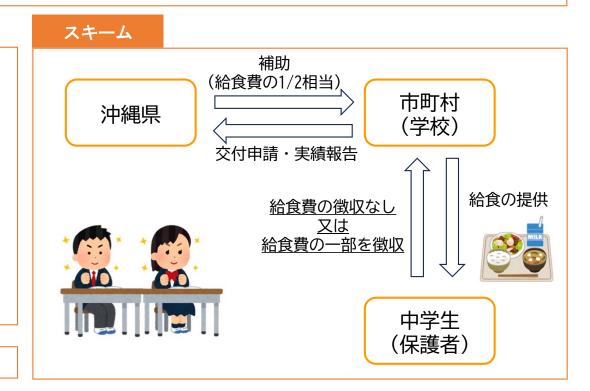
- ・学校給食の実施は学校設置者の努力義務で、学校給食費は原則、保護者負担となっている(学校給食法)。
- ・沖縄県は、合計特殊出生率が全国1位であるが、出生数は減少しており少子化は進行している。
- ・沖縄県は、こどもの貧困率が全国の約2倍となっており、昨今の物価高騰の影響も相まって、子育て環境がますます厳しい 状況にある。
- ・令和5年度に沖縄県独自で行った学校給食実態調査によると、中学生がいる家庭については、進学や部活動などで教育費の 負担が大きいことが分かった。
- ・学校給食費の無償化に向けた取組は、こどもの健やかな育ちを支え、子育て世帯の経済的負担を軽減する「未来への投資」であり、社会全体で取り組む必要がある。

事業概要

教育費の負担が大きい中学生のいる世帯に対して、給 食費を支援することにより、子育て世帯の経済的負担を 軽減し、沖縄の未来を担うこどもたちの健やかな育ちを 支える。

県は市町村に対して、中学生の給食費の1/2相当を 補助する。

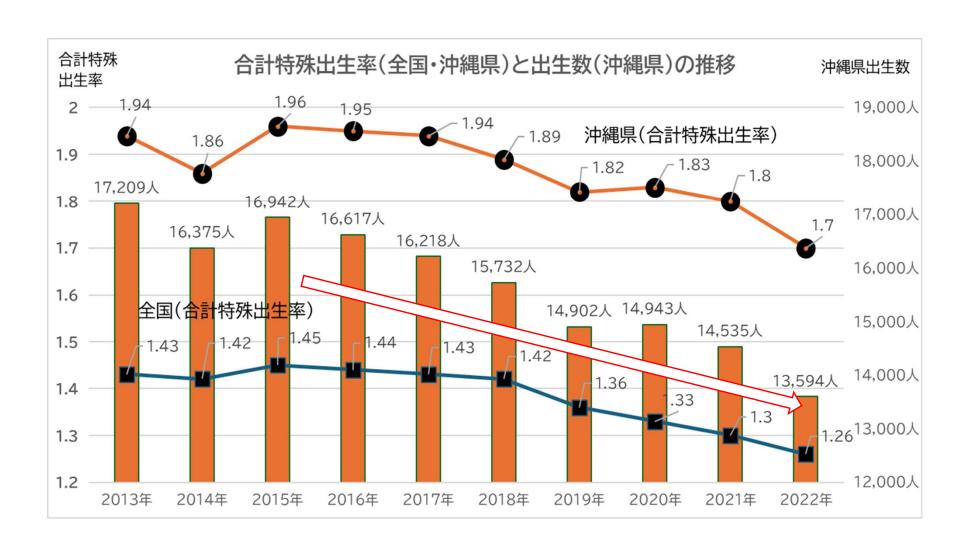
(就学援助対象者は除く)



問い合わせ

沖縄県教育庁保健体育課

合計特殊出生率(全国・沖縄県)と出生数 (沖縄県)の推移



学校給食費無償化に係る県の補助対象経費及び補助額について

沖縄県教育庁保健体育課

本事業における補助対象経費は以下のとおり。

補助対象経費

- 〇保護者が負担する額(市町村が条例・規則・規程・要綱等で定める中学 生の給食費)
 - ※県からの補助分は、保護者が負担する給食費の減額(または補助)に充て ること
- 〇就学援助(要保護・準要保護)対象者は、補助対象外。
- 〇補助率 1/2。上限額なし。

市町村の支出額(一人当たりの月額例)

5,500円(食材費)の場合

市町村の収入額(R6の現状例)

〔例 1〕条例等で定める額を保護者から徴収

条例等で定める額:5,500円

5.500円

保護者から徴収

[例2]条例等で定める額のうち、 一部を助成

条例等で定める額:5,500円

5,000円500円保護者から徴収市町村助成

〔例3〕条例等で定める額を保護者から徴収 さらに、補填

条例等で定める額:5,000円

5,000円 500円

保護者から徴収

市町村補填

補助対象経費:5.500円

県補助額:5,500円 ÷ 2

= 2,750円

補助対象経費:5,000円

県補助額:5,000円 ÷ 2

= 2,500円